

1. 基本構想

- 目 次 -

序章	
はじめに.....	1
1．計画策定の必要性.....	1
2．計画の構成と期間.....	2
第1章 総合計画策定の背景.....	3
1．京丹後市の沿革.....	3
2．位置及び地勢.....	3
3．人口等の状況.....	4
4．社会動向.....	7
基本構想	
第1章 計画の基本理念等.....	8
1．基本理念.....	8
2．目標.....	8
3．将来像.....	8
4．基本方針.....	9
第2章 10年後の人口フレーム.....	12
1．活力人口（定住人口、交流人口）.....	12
2．人口フレーム設定の考え方.....	13
第3章 都市機能構想.....	14
1．広域連携都市機能構想.....	14
2．市内都市機能構想.....	16
計画の体系図.....	18

序章

はじめに

1. 計画策定の必要性

京丹後市では、平成 17 年度に第 1 次総合計画を策定し、10 年後の将来像を「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」と定め、諸施策を実施してきたところです。

この間、日本の総人口は減少に転じ、また、少子高齢化が進行するなか、ライフスタイルの変化や都市と地方の格差拡大、安全・安心意識の高まり、地球温暖化防止に向けた環境保全への取り組みなど、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況のなか、本市の人口は、合併当時の約 6 万 4 千人から、平成 26 年 5 月 1 日現在には約 5 万 6 千人に減少し、高齢化率も 32.6%となっています。

国においては、行政サービスを全国一律ではなく、地域の実情に応じたものにしていくための地方分権改革が進められ、地方自治体においては、自治体自らの判断と責任のもと、自主的かつ自律的な行財政運営が求められるようになりました。今後、京丹後市が持続的発展をめざすためには、行政だけでなく市民と共に協働のまちづくりを実現させていく必要があります。

このような現状や課題を踏まえ、総合計画を市民と行政による『京丹後市のまちづくりを共有する手引書』と位置づけ、京丹後市まちづくり基本条例第 3 条第 2 項の「まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画並びにまちづくりに関するその他の計画は、この条例に沿って策定されなければならない」の規定に基づき、今後 10 年間のまちづくりの指針となる「第 2 次総合計画」を策定するものです。

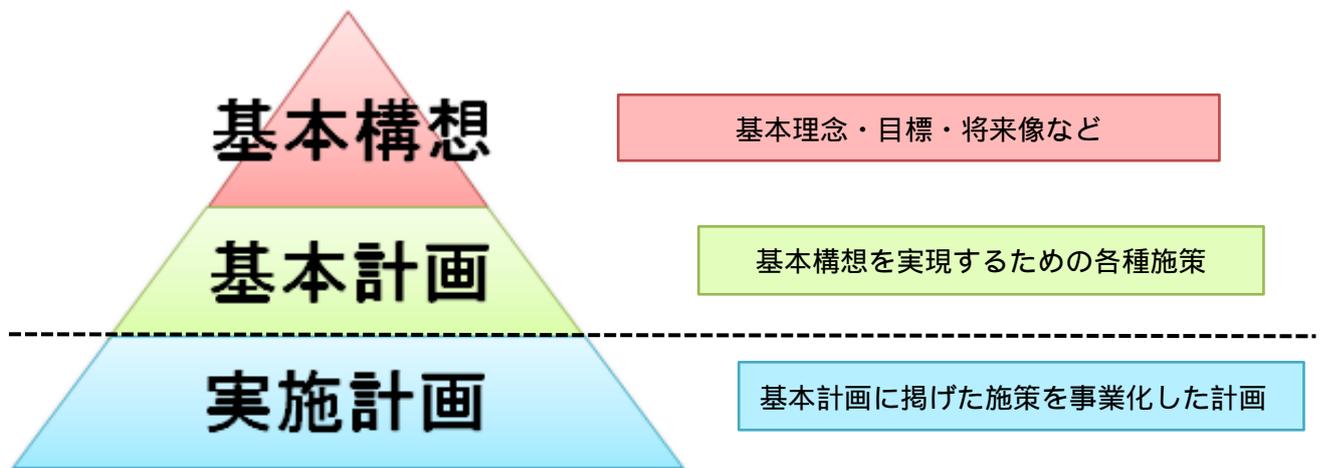
2. 計画の構成と期間

総合計画は、「京丹後市まちづくり基本条例」に沿って、市の目指す基本理念、目標、将来像などを示した「基本構想」と、その構想を実現するための各種施策を総合的、計画的に体系化した「基本計画」で構成します。

基本構想は、計画期間を平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間としました。基本計画は基本構想と同様に 10 年間で展望した計画ではありますが、市長任期との整合を図り、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 年間、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間、平成 33 年度から平成 36 年度までの 4 年間ごとに見直します。

なお、「基本構想」と「基本計画」を踏まえ、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に掲げた施策を事業化した「実施計画（3 か年）」を毎年ローリング方式で策定します。

計画の構成



計画の期間

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
基本構想(10年間)	→									
市長選挙		○				○				○
基本計画 (2年・4年・4年) 市長選挙後 見直し	→		→				→			
実施計画 (3年) 3か年計画を 毎年見直し		→	→	→	→	→	→	→	→	→

第1章 総合計画策定の背景

1. 京丹後市の沿革

丹後は、日本海を通して古代より大陸・朝鮮半島との交流が活発で、弥生時代の先進技術を示す水晶玉造工房跡、約 2000 年も前の中国貨幣、女王卑弥呼が魏に使者を送って銅鏡百枚を得たうちのひとつともいわれる鏡、日本海側最大規模の前方後円墳、準構造船をかたどった船形埴輪の出土、農耕・機織・造酒技術の伝来をうかがわせる羽衣伝説、古代の開化天皇や垂仁天皇との婚姻関係など、古代丹後王国を彷彿させる発展の跡が残されています。

その勢力は、大陸と大和政権の交流の動脈上にあって、丹後の海辺と川の流域を結び、独自の経済文化圏を形成していたといえます。

やがて、中世を経て近世に入り、海を舞台にした廻船業や丹後の気候と先人の努力が生んだちりめんの活況をはじめとして、この地域は発展を続けてきました。

丹後の自然と人々の努力によって、このように古くから一体的に発展してきたこの地域は、平成の合併では京都府初となる「京丹後市」として平成 16 年 4 月 1 日に誕生しました。

2. 位置及び地勢

京丹後市は、京都府の最北端、京都市から直線距離で約 90 km に位置しており、東西に約 35 km、南北に約 30 km、面積 501.84 km² の広がりをもっています。

山地には北近畿最大級のブナ林など緑豊かな風景が広がり、標高 400～600m の山々から流れる竹野川などの流域に盆地が形成されました。

リアス式の海岸部には良好な湾や入江（潟）があり、海岸線のほとんどが山陰海岸国立公園と丹後天橋立大江山国定公園に指定されています。

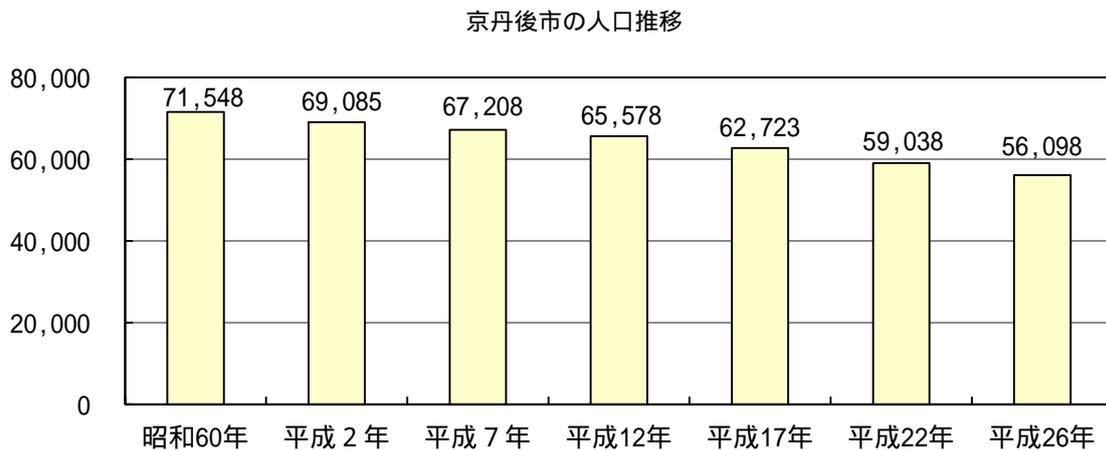
経ヶ岬から丹後松島、屏風岩、立岩へと続く海岸景観、鳴砂の浜で国の天然記念物及び名勝に指定されている琴引浜、「日本の夕陽百選」に指定されている夕日ヶ浦、北近畿一のロングビーチで約 8 km も続く小天橋から浜詰海岸などが特に美しく有名です。

また、海岸線は数々の激しい地殻変動や火山活動、海蝕によって生じた奇岩・怪岩・洞窟を形成しており、日本海と日本列島誕生時のさまざまな地球の歴史を学ぶことができる貴重な海岸として、平成 22 年 10 月に、「山陰海岸ジオパーク」が「世界ジオパークネットワーク」への加盟を果たしました。

3.人口等の状況

(1)人口

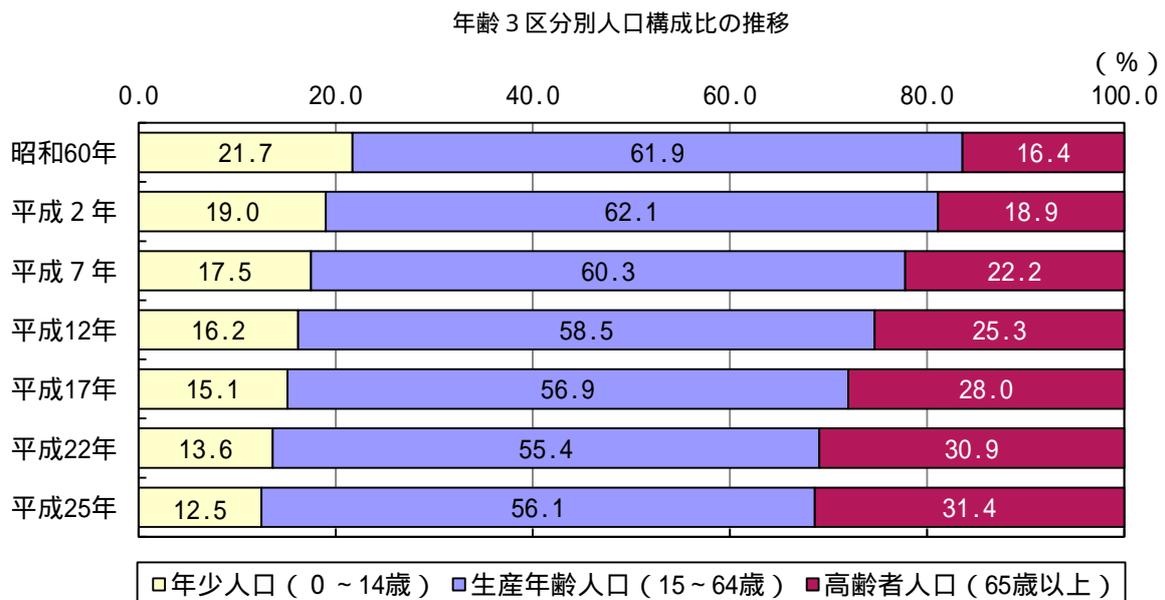
京丹後市における過去30年間の人口推移をみると、昭和60年の71,548人から平成26年(5月)には56,098人と減少しています。近年では毎年、自然動態、社会動態を合わせた平均700人が減少しています。



(資料) 国勢調査、平成26年は京都府企画統計課による推計値(5月1日現在)

(2)年齢3区分別人口

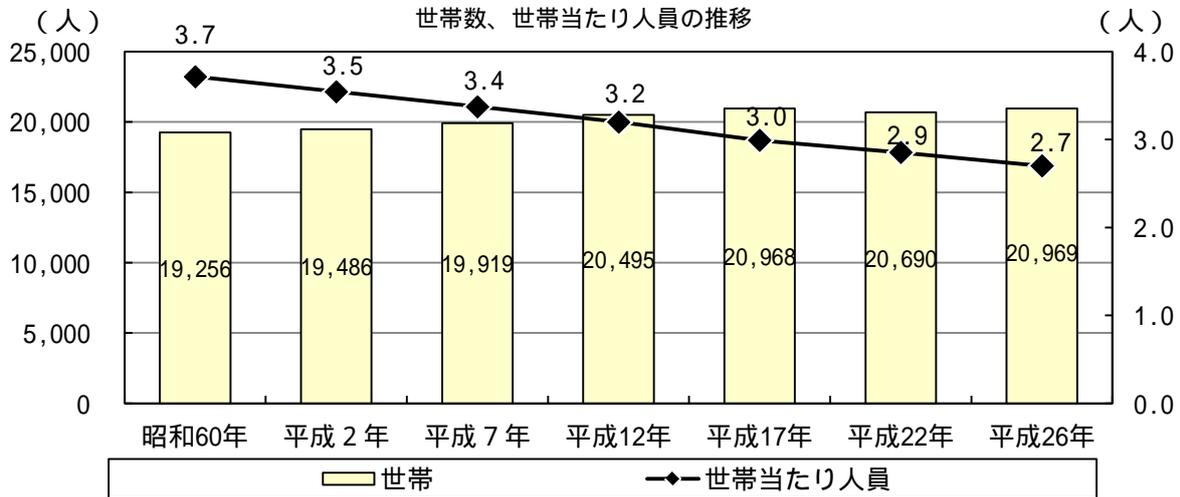
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、高齢者人口割合の上昇に対し、年少人口割合と生産年齢人口割合が低下しています。高齢者人口割合は、平成7年から年少人口割合を上回り、平成22年からは3割を超える水準となっており、少子高齢化が進行しています。



(資料) 国勢調査、平成25年は住民基本台帳(3月31日現在)

(3) 世帯

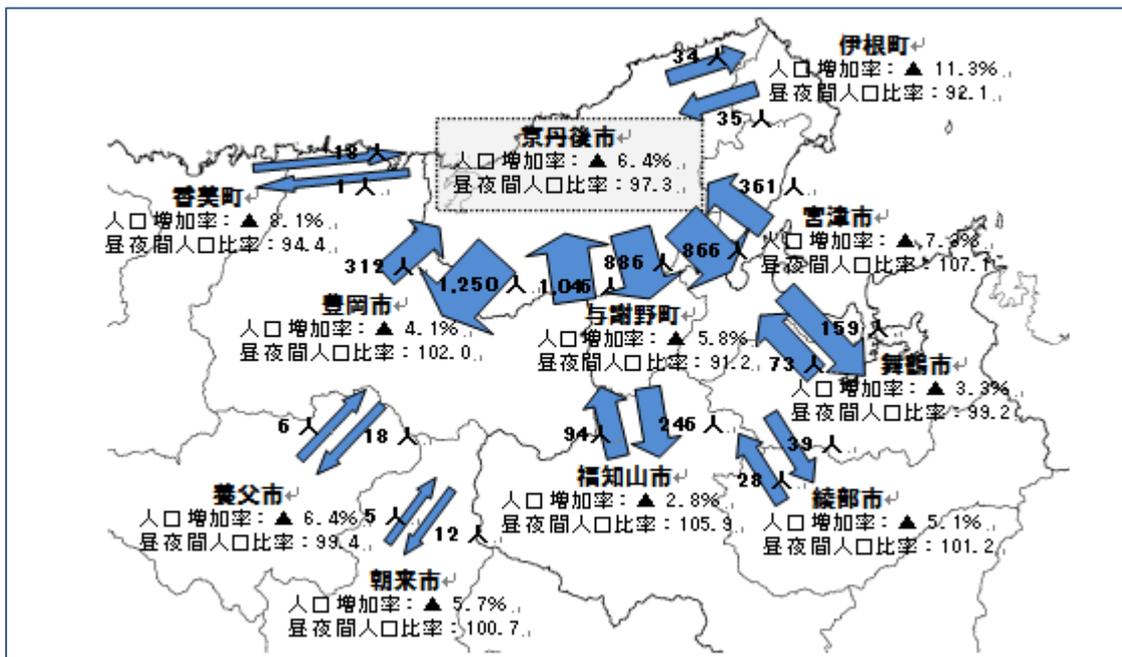
世帯数の推移をみると、昭和 60 年の 19,256 世帯から平成 17 年の 20,968 世帯まで増加した後、一旦減少しましたが、平成 26 年では再び増加に転じ、20,969 世帯となっています。1 世帯あたり人員は一貫して減少し、昭和 60 年の 3.7 人から、平成 26 年には 2.7 人となり、核家族化の進行や高齢者単身世帯が増加しています。



(資料) 国勢調査、平成 26 年は京都府企画統計課による推計値 (5 月 1 日現在)

(4) 人口増加率、昼間人口比率、就業等流出入

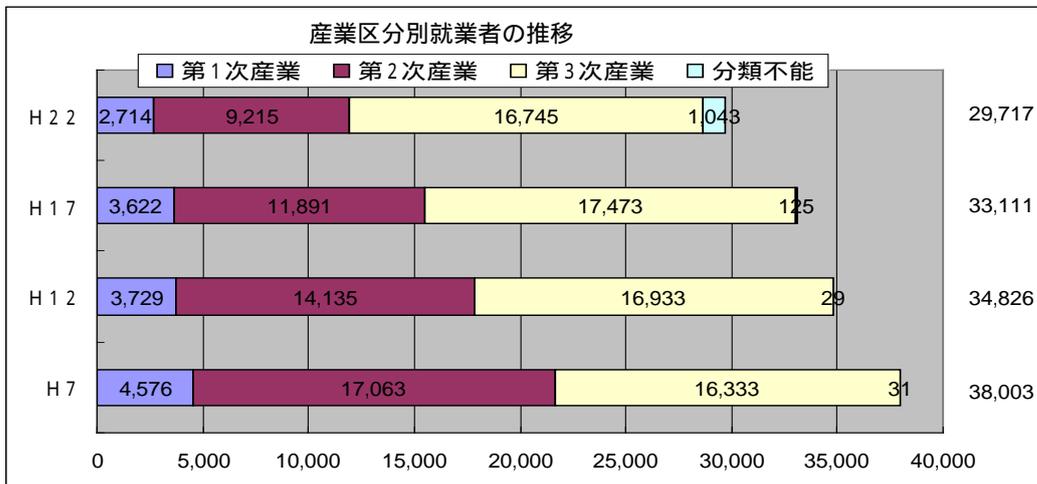
京丹後市における就業状況は、近隣市町との相互依存関係にあります。人口増加率は国勢調査で平成 17 年と平成 22 年を比較し 6.4% の減少となっており、昼間人口比率は 97.3 と流出超過となっています。



(資料) 国勢調査 人口増加率：平成 17 年と平成 22 年国勢調査からの増減率

(5) 産業構造

京丹後市の産業構造は、第1次産業及び第2次産業の就業者数が大幅に減少しており、(第2次産業のうち機械金属業については増加傾向ですが、減少の主要因は織物業) 第3次産業の就業者の割合は相対的に増加しています(主要因はサービス業)。



【出典】各年度国勢調査

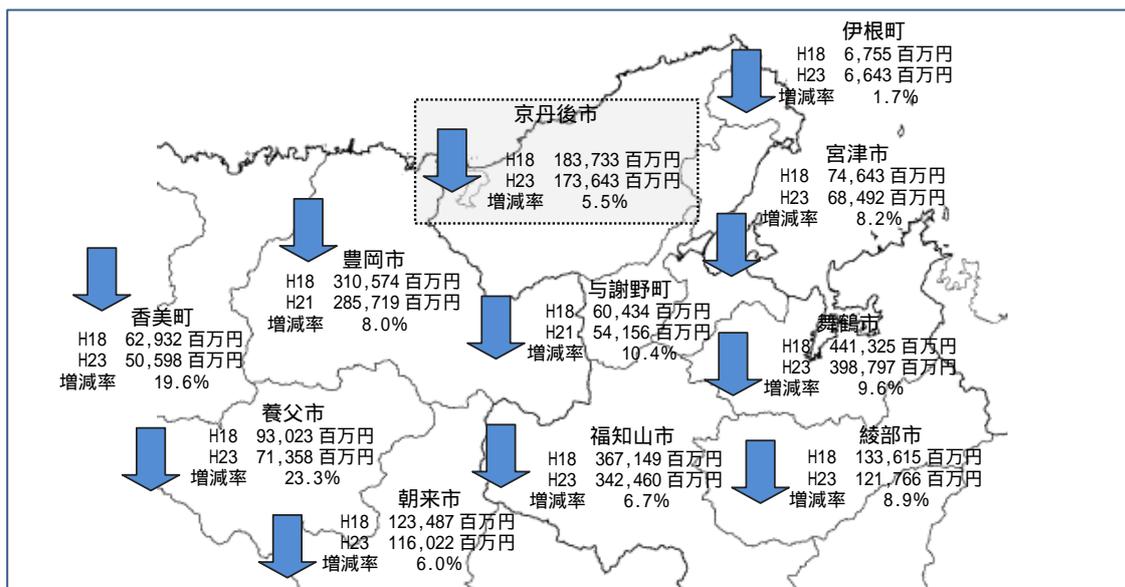
注) 第1次産業・・・農業・林業・漁業

第2次産業・・・鉱業・建設業・製造業

第3次産業・・・「第1次産業」「第2次産業」及び「分類不能の産業」を除く産業

(6) 近隣市町の総生産額・増加率の状況

近隣市町における総生産額は、減少傾向にあります。平成18年と平成23年を比較すると、京丹後市はその減少幅が5.5%と比較的小さいです。



資料：京都府・市町村民経済計算
兵庫県・市町村民経済計算

4. 社会動向

(1) 人口減少と質的な成長

日本創生会議・人口減少問題検討分科会が、2040年までに896の自治体を「消滅可能性都市」としているなど、人口減少、少子高齢化の進行により、国内では経済規模の縮小や社会保障費の増加、労働力の低下など、さまざまな問題が生じてくることが予測されています。

そのような中、これまでのような人口増加・経済成長を期待することが困難な状況においては、産業のグローバル化や高付加価値化、成熟型社会にも対応した成長戦略の実現が求められ、国内総生産（GDP）に代表される「量的な成長」のみでなく、教育、技能等の「人的資源」など、経済的価値で表せない「質的な成長」を図っていく必要性が高まっています。

(2) 安全安心に対する意識の高まり

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波の発生によって多くの人命・財産が失われ、太平洋側では、東海、東南海、南海地震等の震源域が連なる南海トラフの巨大地震の発生が危惧される中で、災害発生時の避難体制の見直しなど地域の実情に応じた減災対策の推進が必要となっています。

また、近年の災害における「想定外」の被害に対して、気象庁は新たな基準として「特別警報」を設けるなど、国全体としての防災意識が高まっています。こうしたことから、行政のみならず地域社会が一丸となって、暮らしの安全・安心を確保していくことが必要となっています。

(3) 環境への負荷の少ない社会への転換

近年、人間の生産・消費活動による資源の採取、温室効果ガスや廃棄物の排出などにより、環境に与える負荷の増大が懸念されています。

このような中、我が国のエネルギー政策の在り方について、活発な議論が行われるようになっており、安全で自然環境への負荷の少ない社会をめざすため、再生可能エネルギーの利活用等によるエネルギー源の多様化や地球温暖化対策を進めていくことが求められています。

(4) 地方分権・地域主権の推進

平成の大合併の進展により、市町村数は約半数まで減少し、自治体規模は拡大しています。加えて、都道府県から市町村への権限移譲も進みつつあり、住民に最も身近な市町村には、これまで以上に主体性を持ち、自立した行政を担うことが求められています。

また、自治体業務が多様化・複雑化する中で、まちづくりの構図をこれまでの「行政主導」から、市民・地域・団体・事業者等が自主的に公共的サービスの提供主体となり、身近な分野で共助の精神により社会的活動に取り組む協働体制へと転換していく必要があります。

基本構想

第1章 計画の基本理念等

1. 基本理念

まちづくりは、市の最高規範として制定された「京丹後市まちづくり基本条例」第4条に定める「まちづくりの基本理念」に沿って、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進める必要があります。

「自治と協働によって進めるまちづくり」

2. 目標

まちづくり基本条例に掲げる目標を基本に次のように定めます。

歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
安全で安心して暮らせるまち
お互いに支え合い、助け合うまち
次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち
誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

3. 将来像

ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち
北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後

これからのまちづくりは、経済的な豊かさだけでなく、さまざまな人との結びつきの中で、自らの存在意義の確認や、自己実現を通じて、お互いに支え合い、助け合うまちづくりを進め、市民誰もが幸福を追求できる環境を整えることが重要です。

以上のような考え方をまちづくりの根幹に据え、第1次総合計画の「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」を継承しながら、10年後の将来像を上記に掲げ、市民の参加と協働のもと、まちづくりを推進していく必要があります。

また、「丹後は日本のふるさと」で日本的な心を代表する、誰もが互いを大切に、他人とも協力し合うことの意味を込め「和」という漢字を使用しています。

4. 目標と基本方針

将来像及びまちづくりの目標の実現に向け、以下の基本方針を設定します。

目標1. 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち

基本方針.1 産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型 「新グリーン経済」を構築します

高速道路網、港湾などの産業・社会インフラが飛躍的に向上する中、本市の伝統的な産業基盤の維持・発展と今の産業を守り活かすことを基礎としつつ、豊かな自然環境をはじめとするさまざまな地域資源を活用して、各産業の成長・発展を促進するとともに、農商工観連携や京丹後型ワークスタイルの創造を融合させた京丹後型「新グリーン経済」を構築し、地域経済の活性化をめざします。



赤坂工業団地に立地する工場群

基本方針.2 京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさつをつくります



美しい久美浜湾の景観

自然、温泉、味覚、歴史、文化など、恵まれたふるさとの資源を地域ぐるみで守り、育てる観光を展開し、訪れる人に「本物」を提供するとともに、京丹後ならではの温かなおもてなしなど、「極上のふるさつ」をめざした取り組みによる観光立市を実現します。さらに、市外等から多くの参加者・観戦者が期待できる「スポーツツーリズム」を推進し、交流人口の増加を図るとともに、市内経済の好循環を図ります。

目標2. 美しいふるさつの自然環境を守り次代に継承するまち

基本方針.3 次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります

山・里・海をはじめとする貴重な自然資源を守り、未来へ引き継いでいくために、廃棄物の減量化とエネルギー利用による資源の循環を市民・行政が一体となって継続的に推進するとともに、再生可能エネルギー等の次世代エネルギーを積極的に導入し、持続可能で豊かな環境未来都市づくりを進めます。



大宮地内に設置した太陽光発電施設

目標 3 . 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち

基本方針.4 生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します

100歳になっても元気な健康長寿のまちづくり、一人ひとりの命を大切にする地域づくりをめざし、家庭や地域、行政、各種団体などが役割をもって健康づくりを進め、地域全体で健康づくりを推進します。

また、市民が安心して医療にかかれるよう、地域医療体制の充実を図ります。



健康大長寿のさとづくり

目標 4 . 安全で安心して暮らせるまち

基本方針.5 災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります



防災パトロール

地震など大規模な自然災害に備え、市民の生命を守ることができるよう、防災・減災意識を高め、迅速・安全に避難するための取り組みを支援するとともに、防災基盤の整備を推進します。また、消防・救急体制の充実や防犯・交通安全の取り組みを推進し、安全・安心なまちづくりを進めます。

基本方針.6 地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します

都市基盤の整備や耐震化、適切な維持管理により、暮らしやすい住環境を整え、市民の生活に関する満足度を高めるとともに、市外からの定住を促進します。さらには、高速道路網の整備が進み、北近畿新時代を迎える中で、幹線道路等の整備を推進し、併せて公共交通の利便性を高めることで、市内外への移動を円滑にします。



公共交通の利用促進



災害復旧工事

目標5. お互いに支え合い、助け合うまち

基本方針.7 支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します

人口減少、少子高齢化が進み、家族や地域の絆が希薄化する中で、高齢者や障害のある人などのニーズは多様化しています。そのため、各種福祉施策の充実を図るとともに、地域の各種団体との協働や福祉活動に積極的に取り組む人材の育成を図り、地域の中で支援を必要としている人を支えることができる体制を整備します。



寄り添い支援センター

基本方針.8 参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます



浜辺の清掃活動(立岩)

多くの市民が様々な活動に参加できる環境をつくとともに、活動を担う人材を育成することで、市民活動・地域活動の活性化を図ります。さらに、年齢や性別、国籍などに関わらず個人として誰もが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。

目標6. 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち

基本方針.9 夢と希望をもって、未来に飛躍する人づくりを進めます

次代を担う子どもたちを健やかに育めるよう、子育て支援の充実に取り組むとともに、小中一貫教育などの取り組みにより、より良い教育環境を整備します。また、生涯にわたって学び続けることができ、文化・芸術に親しめる環境を充実するとともに、本市固有の歴史・文化・風土の継承に取り組んでいきます。



元気な保育園児(大宮北保育所)

目標7. 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

基本方針.10 「幸福」を中心軸に据え総合計画の実現に向けた行財政運営



書籍「幸せリーグ」の挑戦

多様で複雑な価値観と行政課題の中にあって、民主的かつ能率的な行政を進めるため、どのような価値観をもつ人であっても、普遍的な価値観又は規範である個人や社会の「幸福」を行政運営の中心軸として明確に据え、まちづくりの方向を揺るがず見定めていきながら、市民本位の行政を推進します。

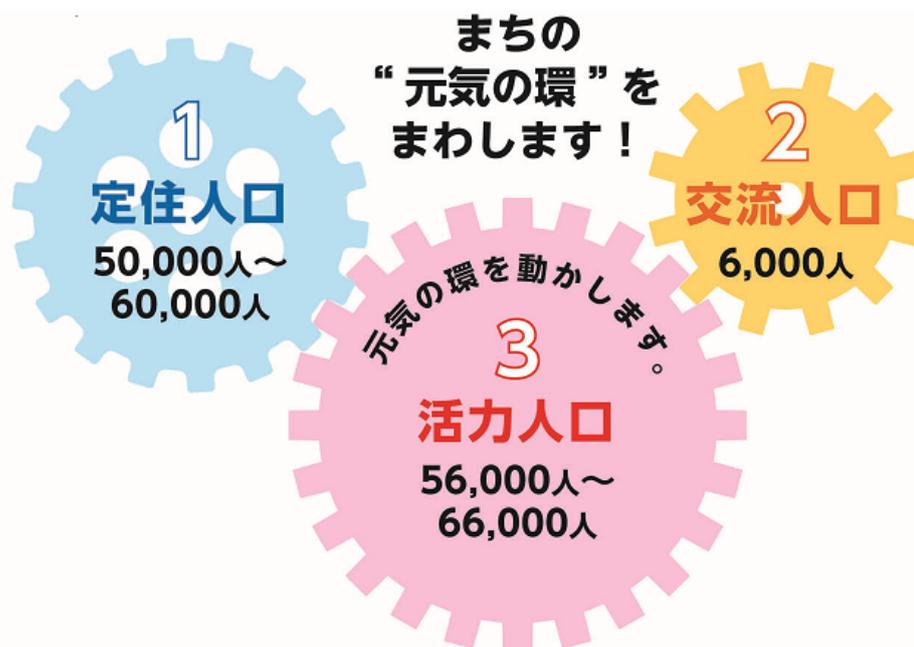
第2章 10年後の人口フレーム

定住の促進

“住んでみたい”を実現する基盤整備
雇用の確保と住環境の整備
安全・安心なまちづくり
子育て支援と医療体制の充実
教育環境の充実
公共交通等のインフラ整備 など

交流の促進

観光・産業振興、大学連携等による交流人口の拡大
山陰海岸ジオパークを活かした観光振興
体験型・四季型・滞在型観光の推進
スポーツやイベントを活かした観光振興
経済戦略・産業活性化による交流の促進
大学や企業、団体との連携交流 など



活力人口 56,000 ~ 66,000 人

人口減少社会、少子高齢社会を迎え、これからのまちづくりにおいては、大幅な人口増加を見込むことは難しくなってきました。しかし、下記の「定住人口」と「交流人口」を合わせた「活力人口」の拡大を図るとともに、元気の環をまわすことによって、市の活性化をめざします。

定住人口 50,000 ~ 60,000 人

交通アクセスの飛躍的な向上による北近畿新時代の到来により、広域通勤圏が拡大するとともに、「海の京都構想」など、府北部地域が注目されています。この機会に、近隣市町と連携しながら若年層の定住を促進し、自然増を加速させるため、商工業総合振興条例などに基づいた雇用の増加を図り、転入人口を増加させ、転出人口に歯止めを掛けるとともに、多種多様な施策で総合的に定住を促進します。

交流人口 6,000 人 (年間 220 万人)

豊かな自然、歴史、文化、世界認定を受けた山陰海岸ジオパーク、食材、温泉など、京丹後市の豊富な地域資源を活かすことにより、観光やビジネス、スポーツ、大学連携など、さまざまな動機で何度も京丹後市を訪れる「交流人口」の増加を図ります。(現状：平均 4,800 人/日)

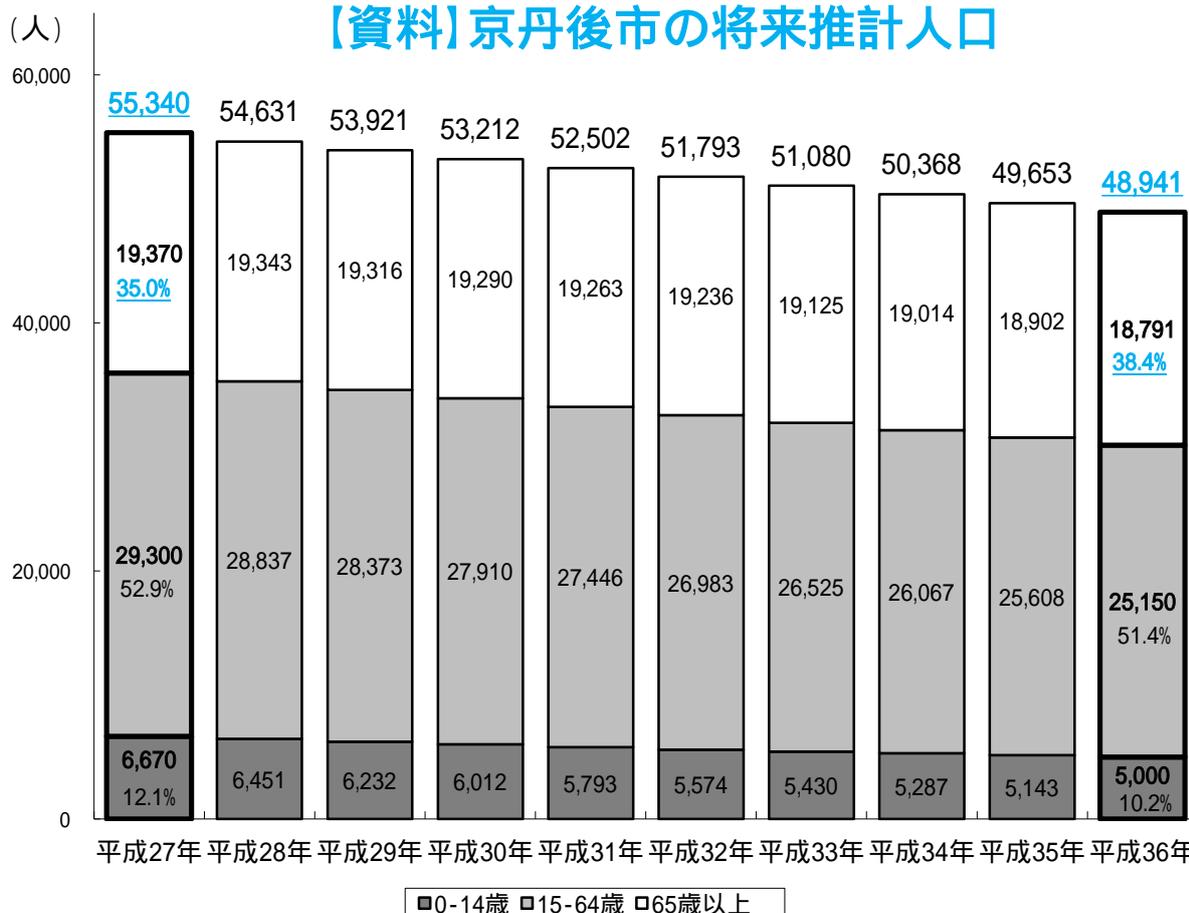
人口フレーム設定の考え方

京丹後市の今後の活性化に向けては、住民の力と行政の力があいまって、いかに活力あるまちとしていくかが重要です。第2次総合計画では、「定住人口」「交流人口」の2つの指標（枠組）に加え、新たに「活力人口」を設定します。

全国的に人口が減少する中で、「定住人口」を減らさない総合的な施策を推進しながら、「交流人口」の増加を図り、「定住人口」と「交流人口」を合わせた「活力人口」を増やすことにより、さらなるまちづくりや観光振興、産業振興につながる、好循環の流れに変え、まちを元気に活性化します。

「活力人口」とは、従来の生産年齢人口などの年齢区分に捉われず、『定住人口』と『交流人口』を併せて市域内で活動する人口を活力人口として「まちの活力度」を示す指標です。

【資料】京丹後市の将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所（将来推計人口）

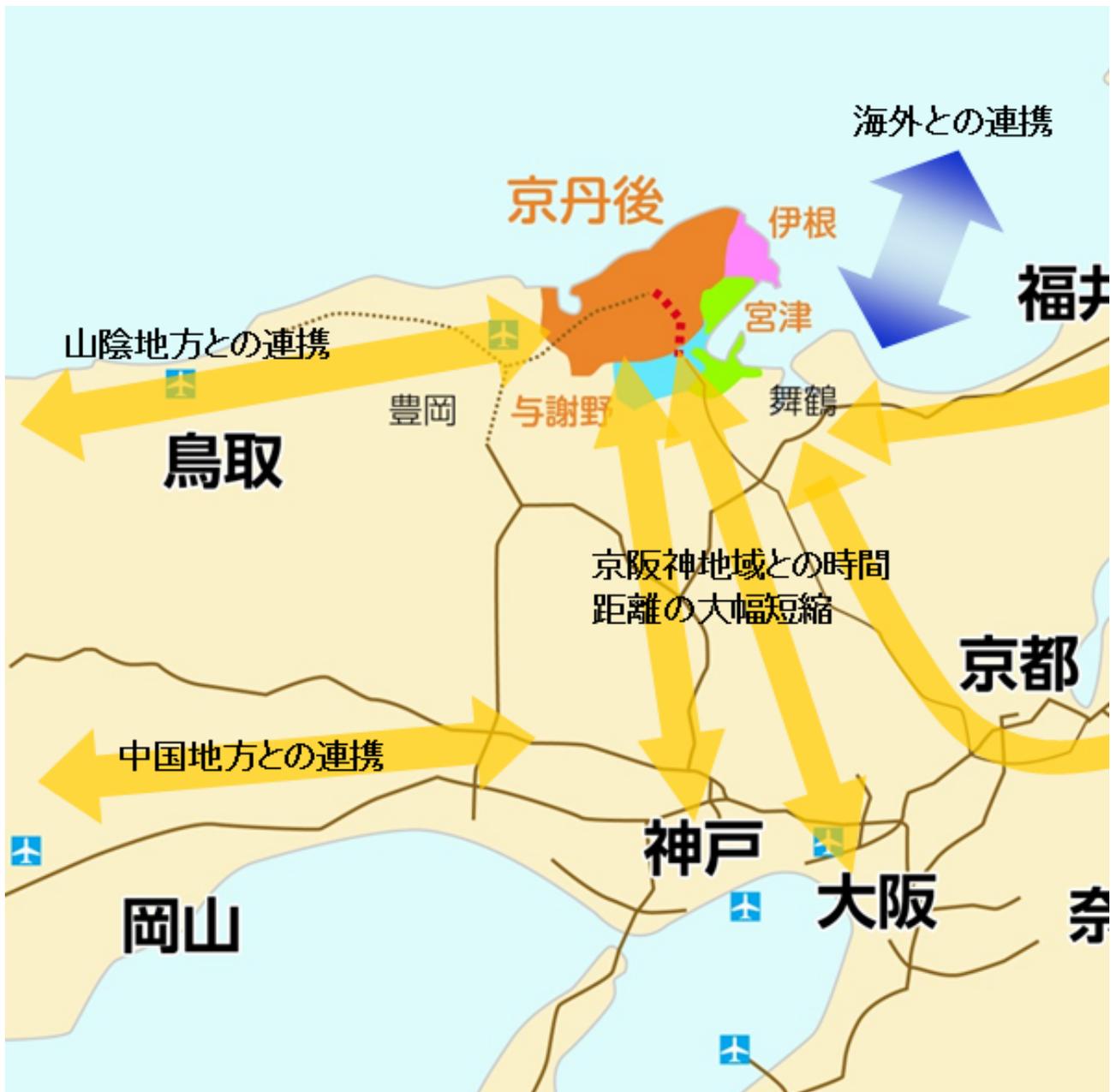
第3章 都市機能構想

北近畿新時代へ向けた広域連携機能の充実

京丹後市が位置する北近畿では、現在、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）をはじめ、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道といった高速道路の整備が進められています。こうした高速道路網が連携した広域ネットワークの形成により、京阪神をはじめ、中京、北陸、中国・山陰地域との時間距離が飛躍的に短縮されることになり、より一層地域の活性化が期待されます。

また、北近畿の中心に位置する京丹後市の立地特性を活かし、近隣市町との連携強化を図りながら、人と経済・文化が交流する活力あふれる拠点都市をめざします。

広域連携都市機能構想図



“山陰近畿自動車道”と“北近畿タンゴ鉄道”は、京丹後市と他都市とを結び、多様な交流を活発化します。

特に、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道につながる山陰近畿自動車道は、北近畿の活性化を図る地域高規格道路として、早期整備を促進し、利便性の向上を図るとともに、高速道路ネットワークにより、広域都市間における連携強化を図ります。

また、北近畿タンゴ鉄道は、京丹後市の活性化に向けた大動脈として、利便性の向上に努め、市民の利用はもとより観光客の利用増を図ります。

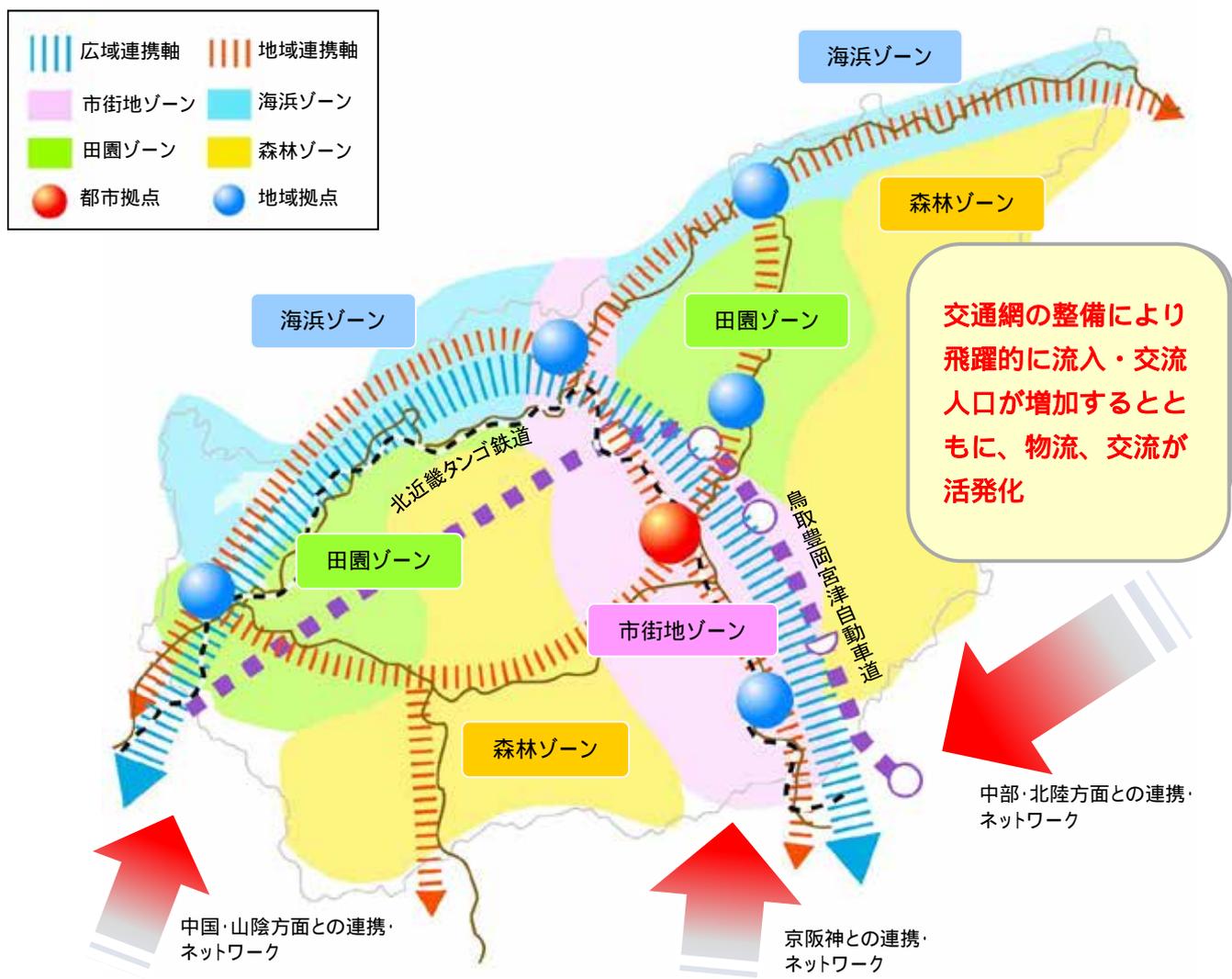


京阪神・中京がすぐそこ

山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）をはじめ、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道といった高速道路の連結により、京都まで約1時間半、名古屋まで約2時間半と飛躍的に時間距離が縮まります。



市内都市機能構想図



【軸の形成】

(1) 広域連携軸

山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の全線事業化を促進し、インターチェンジ周辺地域において、利便性向上に向けた整備を進めるとともに、近隣市町と連携を図りながら、人と経済・文化が交流する活力あふれる北近畿の拠点都市をめざします。

(2) 地域連携軸

国道 178 号、312 号、482 号や主要な府道は、地域拠点等を結ぶ地域連携軸と位置付け、さらなる道路整備を促進するとともに、路線バスや鉄道などによる公共交通ネットワークの充実を図り、市内地域間における連携強化を図ります。

【ゾーンの形成】

（１）市街地ゾーン

北は網野の中心部から峰山の都市拠点を経て、南は国道 312 号沿いに広がる大宮までの、地域を市街地ゾーンとし、産業拠点を活かした職住近接の利便性の高い生活環境を築くとともに、商業の集積と活性化を図り、公共交通を中心とした魅力ある都市空間を創出します。

（２）森林ゾーン

市街地ゾーンを挟んで東西に広がる山間部を森林ゾーンとし、北近畿最大級のブナ林をはじめとする豊かな自然環境や山並みなどの景観保全に努めるとともに、さまざまな自然学習・体験の場として整備します。

（３）田園ゾーン

山間部と海浜部の間に広がる平地や丘陵地帯を田園ゾーンとし、稲作をはじめ、野菜、フルーツといった良質多彩な農産物を活用した農業の振興を図るとともに、滞在・体験型農業などによる交流の場づくりや、憩い、ふれあえる空間づくりを進めます。

（４）海浜ゾーン

海岸線に沿った地域を海浜ゾーンとし、数多くの景勝地や温泉、観光資源など、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークを活かしながら、海の京都構想の実施や日本一の砂浜海岸づくりなどにより、国内外の人々の交流を促進します。

【拠点の形成】

（１）都市拠点

駅を起点とした都市基盤整備を推進し、国道 312 号と 482 号が交わる市街地周辺を都市拠点と位置付け、商業機能や居住機能だけでなく、多くの人が集まる都市機能を集積します。なお、特色ある地域拠点とも連携しながら、市域全体の均衡ある発展に向け、活性化します。

（２）地域拠点

市内各町の市街地を形成する地区は、その周辺の発展を先導し、地域に適したサービスを提供する地域拠点として位置付け、地域振興機能を充実させるとともに、コミュニティ拠点として活性化をめざします。

計画の体系図

